

総量規制基準（改定案） 「最重点及び重点」見直し検討一覧
 C値見直しの考え方（COD）

資料 4

環境省					三重県				ヒ:ヒアリングを考慮	見直しの考え方	
時期 区分	7次 C値		8次 C値 ※見直し箇所にマーク		業種 区分 コード 県番号	業種区分名称	排水量規模	7次			8次
	下限	上限	下限	上限				C値			C値 見直し案
	Cco	30	60	30				40	220001	病院	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場
Cci	30	40	30	40				30	30		
Ccj	30	40	30	40	220Aイ			30	30		

総量規制基準（改定案） 「最重点及び重点」見直し検討一覧
C値見直しの考え方（窒素）

環境省					三重県					ヒ:ヒアリングを考慮	見直しの考え方
時期区分	7次 C値		8次 C値 ※見直し箇所 にマーク		業種 区分 コード 県番号	業種区分名称	排水量規模	7次	8次		
	下限	上限	下限	上限				C値	C値 見直し案		
	Cco	20	30	20				30	63001	繊維工業で繊維雑品染色整理工程(染色整理工程付帯加工処理工程を含む。)に係るもの	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場
Cci	10	20	10	15	63イ			15	15		
Cco	15	45	15	35	111040	備考(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては)		40	35	ヒ	個別ヒアリングの結果、使用原料の特性等から窒素除去が困難であり、Ccoについては上限値で設定。
Cci	10	15	10	15	111B			15	15		
Cco	15	60	15	25	116000	メタン誘導品製造業		30	25	ヒ	個別ヒアリングの結果、使用原料の特性から窒素除去が困難であり、上限値で設定。
Cci	10	15	10	15	116			10	10		
Cco	20	65	20	55	120030	備考(窒素又はその化合物を原料又は乳化助剤として使用するものにあつては)		55	55	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	35	10	35	120B			20	20		
Cco	20	30	20	30	147000	石油精製業		30	30	実績	現状、Cci適用の特定排水量はほとんど無いがCco適用特定排水における実績を考慮し、現状維持とする。
Cci	10	20	10	15	147			15	15		
Cco	500	950	500	510	149000	コークス製造業		545	500		適用事業場が存在しないことから下限値設定とする。
Cci	320	400	320	330	149			320	320		
Cco	10	25	10	20	170000	鉱物・土石粉碎等処理業		20	20	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	20	10	15	170			10	10		
Cco	10	40	10	30	209002	下水道業	日平均排水量30000m3未満の事業場の場合に限る。	30	30	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	40	10	25	209B			15	15		
Cco	25	60	25	35	213001	飲食店	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場	45	35	実績	213口と同様の設定を考慮するが、中小規模事業者に配慮を加味し、35mg/lとする。
Cci	10	30	10	20	213イ			20	20		
Cco	25	60	25	35	213002	飲食店	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3以上の指定地域内事業場	40	30	実績	実績値を考慮し、30mg/lの設定とする。
Cci	10	30	10	20	213ロ			20	20		
Cco	25	45	25	40	214001	宿泊業	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場	35	35	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	15	30	15	25	214イ			25	25		
Cco	25	45	25	40	214002	宿泊業	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3以上の指定地域内事業場	35	35	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	15	30	15	25	214ロ			25	25		
Cco	15	25	15	25	216000	洗濯業(前項に掲げるものを除く。)		15	15	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	20	10	15	216			15	15		
Cco	25	60	25	35	220001	病院	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場	45	35	実績	213口と同様の設定を考慮するが、中小規模事業者に配慮を加味し、35mg/lとする。
Cci	15	25	15	25	220イ			20	20		
Cco	25	60	25	35	220002	病院	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3以上の指定地域内事業場	40	30	実績	実績値を考慮し、30mg/lの設定とする。
Cci	15	25	15	25	220ロ			20	20		
Cco	20	60	20	55	221001	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場	45	45	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	40	10	30	221Aイ			30	30		
Cco	20	60	20	55	221002	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3以上の指定地域内事業場	40	40	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	40	10	30	221Aロ			30	30		
Cco	20	30	20	30	221030	備考(第二欄の規定する表又は建築基準法施行令第32条第3項第2号に規定する技術上の基準を満たす構造のし尿浄化槽より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあつては)		25	25	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	30	10	20	221B			20	20		
Cco	20	60	20	60	222000	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)		50	50	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	50	10	30	222A			30	30		
Cco	20	60	20	40	223000	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		60	20	実績	実績値を考慮し、下限設定が可能と判断。
Cci	10	40	10	30	223A			10	10		
Cco	20	60	20	40	223040	備考(地域し尿処理施設に係るもの)		40	40	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	10	40	10	30	223C			25	25		

総量規制基準（改定案） 「最重点及び重点」見直し検討一覧
C値見直しの考え方（りん）

環境省					三重県				ヒ:ヒアリングを考慮	見直しの考え方	
時期区分	7次 C値		8次 C値 ※見直し箇所にマーク		業種区分 コード 県番号	業種区分名称	排水量規模	7次			8次
	下限	上限	下限	上限				C値			C値 見直し案
	Cco	1.0	2.0	1.0				1.5	4000	非金属鉱業	
Cci	1.0	1.5	1.0	1.5	4			1.0	1.0		
Cco	1.5	8.0	1.5	7.0	19000	うま味調味料製造業		7.0	7.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	1.5	1.0	1.5	19			1.0	1.0		
Cco	3.0	6.5	3.0	5.5	34000	穀類でんぷん製造業		5.5	5.5	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.5	3.0	1.5	3.0	34			1.5	1.5		
Cco	3.5	9.0	3.5	8.0	38001	あん類製造業	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場	8.0	8.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	4.0	1.0	4.0	38イ			1.5	1.5		
Cco	1.0	2.5	1.0	2.0	108000	無機化学工業製品製造業(105の項から前項までに掲げるものを除く。)		2.0	2.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	1.5	1.0	1.5	108A			1.0	1.0		
Cco	2.0	40.0	2.0	8.0	108140	備考(りん及びりん化合物製造工程にあつては)		16.0	8.0	ヒ	個別ヒアリングの結果、使用原料の特性等からりん除去が困難であり、Ccoについては上限値で設定。
Cci	1.0	8.0	1.0	6.0	108B			4.0	4.0		
Cco	1.5	3.0	1.5	2.5	117010	備考(りん又はその化合物を原料、触媒又は中和剤として使用するもの)		2.5	1.5		適用事業場が存在しないことから下限値設定とする。
Cci	1.0	1.5	1.0	1.5	117B			1.5	1.5		
Cco	1.0	3.0	1.0	2.0	120000	プラスチック製造業		2.0	2.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	1.5	1.0	1.5	120			1.0	1.0		
Cco	1.5	3.0	1.5	2.5	129000	塗料製造業		2.5	2.5	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	1.5	1.0	1.5	129			1.0	1.0		
Cco	1.0	2.5	1.0	2.0	132000	医薬品製剤製造業		2.0	2.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	1.5	1.0	1.5	132			1.0	1.0		
Cco	1.5	8.0	1.5	4.5	206031	備考(自動車・同付属品製造工程(りん又はその化合物による表面処理施設を設置するものに限る。))にあつては)	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場	5.0	4.5	ヒ	個別ヒアリングの結果、使用原料の特性等からりん除去が困難であり、Ccoについては上限値で設定。
Cci	1.0	2.0	1.0	2.0	206Bイ			1.0	1.0		
Cco	1.0	4.0	1.0	3.0	209001	下水道業	日平均排水量30000m3以上の事業場の場合に限る。	3.0	3.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	4.0	1.0	2.5	209A			1.0	1.0		
Cco	1.0	4.0	1.0	3.0	209002	下水道業	日平均排水量30000m3未満の事業場の場合に限る。	3.0	3.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	4.0	1.0	2.5	209B			2.0	2.0		
Cco	2.0	8.0	2.0	8.0	221001	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3未満の指定地域内事業場	4.0	4.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	4.0	1.0	3.0	221Aイ			3.0	3.0		
Cco	2.0	8.0	2.0	8.0	221002	し尿浄化槽(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が501人以上のものに限る。)	1事業場当たりの総特定排水量が1日当たり400m3以上の指定地域内事業場	3.0	3.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	4.0	1.0	3.0	221Aロ			3.0	3.0		
Cco	2.0	8.0	2.0	8.0	222000	し尿浄化槽(建築基準法施行令第32条第1項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が201人以上500人以下のものに限る。)		4.0	4.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	5.0	1.0	3.0	222A			3.0	3.0		
Cco	2.0	8.0	2.0	5.0	223000	し尿処理業(し尿浄化槽に係るものを除く。)		8.0	2.0	実績	実績値を考慮し、下限設定が可能と判断。
Cci	1.0	4.0	1.0	2.5	223A			1.0	1.0		
Cco	2.0	8.0	2.0	5.0	223040	備考(地域し尿処理施設に係るもの)		3.0	3.0	実績	実績値を考慮し、現状のC値維持とする。
Cci	1.0	4.0	1.0	2.5	223C			2.5	2.5		